



11月は児童虐待防止推進月間です

～知らせよう あなたが あの子の声になる～

～虐待は身体への暴力ではありません～

身体的虐待



- ・殴る、叩く、蹴る
- ・投げ落とす
- ・溺れさせる
- ・激しく揺さぶる
- ・やけどを負わせる

ネグレクト



- ・食事を与えない
- ・学校に行かせない
- ・家に閉じ込める
- ・ひどく不潔にする
- ・車に放置するなど

性的虐待



- ・子供への性的行為
- ・性的行為を見せる
- ・性器を触る
- ・ワイセツ画像を撮影するなど

心理的虐待



- ・言葉で脅かす
- ・無視する
- ・兄弟間での差別扱い
- ・子供の前で家族などに暴力をふるうなど

あなたの周りにこのような子供はいませんか？

髪や着衣がいつも汚れている

いつも季節外れの服を着ている

夜遅くまで一人で遊んでいる

不自然な傷やアザがある

食事を与えられていないようだ

ひんぱんに怒鳴られ、ひどく泣いている

～あなたの電話で、守れる命があります～



- ・児童虐待かも・・・と思ったらすぐにお電話ください。
- ・確証ではなく虐待の疑いでも通報してください。

※ 連絡した方の秘密は守られます

児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く
1 8 9

～子育てのこと、頼れる場所があります～



- ・子育てに悩む人がいたら・・・

※ 相談は、「親子のための相談LINE」で検索し、友達追加してください。

親子の悩みを匿名相談

親子のための

相談 LINE

こども家庭庁児童虐待防止ポスターより

各種相談、照会、ご意見ご要望は、**加賀町警察署** 045(641)0110
緊急性のある事件事故は、**110番通報** をご利用ください。